

# NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

August 23, 2024

2024年8月に中国国家知識産権局(特許庁)の通知により2024年施行の改正実施細則・審査指南に規定された特許期間補償の年金費用や開放特許制度の年金減免率などの費用関連情報が公表されました。

この情報に加え、2023年および2024年上期の専利出願授権統計情報ならびに特許庁の調査による2023年専利実施情報の要点を報告いたします。

中国知的財産マネジメントの参考になれば幸いに存じます。

中科専利商標代理有限公司  
日本事務所

大阪 TEL:06-6881-5550 FAX:06-6881-5510

東京 TEL:03-3405-8001 FAX:03-6804-5630

e-mail: [zhang@csptjp.com](mailto:zhang@csptjp.com)

## 2024年中国専利トピックス

<要旨>

### I. 2024年施行の改正実施細則・審査指南関係

◇本年8月6日の特許庁通知により、次の費用関連情報が公表されました。

- 1) 専利期間補償の請求費用は200人民元、補償期間の年金は年8000人民元にする。
- 2) 専利開放許諾制度における年金の減免率は15%にする。
- 3) PCTおよび国際意匠について費用の免除や減納を定める。

### II. 中国専利最近概況

◇専利出願動向は、2023年も特実意匠の総出願件数が前年比で3.7%増え、依然として増加傾向にあります。

◇授権件数は、2023年の実用新案および意匠の授権件数が減少し、2024年上期の授権件数も前年比で減少しています。これは、特許庁の実用新案および意匠の質的向上策によるものと思われます。

### III. 中国企業の専利活用概況

◇特許庁の専利調査によれば、中国企業の2023年専利産業化率は特実意匠ともに上昇傾向にあります。ただし、産業化率は、業種により23%~66%の範囲で差が生じています。

◇中国企業の専利紛争対策として、協議による解決(40.4%)、警告(38.8%)、訴訟提起(35.0%)、④仲裁、調停による解決(19.7%)などの手段を講じており、権利保護措置の割合が高まっています。

◇専利権の損害賠償状況は、2023年は500万元以上の高額賠償率が8.4%(7.0%/2022)に上昇しました。これは2021年改正専利法(権利保護強化)の効果によるものと思われます。

以上

※上記トピックスを次ページより概説します。

## I. 2024 年施行の改正実施細則・審査指南関係

### 1. 特許期間補償制度

2021 年施行の改正専利法および 2024 年施行の改正実施細則・審査指南により、特許期間の補償を受けることができるようになりました。

この度、特許庁の通知により、特許期間補償の要件および費用が明確になりました。要点は下記のとおりです。

#### 1) 特許期間補償の要否

特許期間の補償を受けるには、まずは登録査定通知後に特許期間補償を請求し、特許庁の審査に合格しておくことが条件になります。

その審査に合格すれば、特許期間満了日が近づきました際、実際に特許期間の補償を受けるかどうかは権利者の判断に委ねられます。すなわち、その際に特許期間の補償を必要と判断すれば、特許期間の補償のための年金を一括納付することになり、逆に特許期間の補償を不要と判断すれば、当該年金を納付しなくても OK です。

#### 2) 特許期間補償の費用

特許期間補償の請求費用は200人民元です。

特許期間の補償を受ける場合、その年金は、8000人民元／年×補償期間(年単位)で計算します。例えば、補償期間が3年6か月の場合、8000×3年=24000人民元を特許期間満了日前に特許庁へ一括納付することになります。

とりあえず補償期間1年分のみ納付するようなオプションはありません。

### 専利権の期限補償費用納付等関連事項に関する通知

2024-08-06 19:27

#### 一、専利権の期限補償費用の納付について

専利権者が 2024 年 7 月 26 日までに専利権期限補償請求を提出する場合、2024 年 10 月 26 日までに専利権期限補償請求費用を追納しなければならない。期限が満了しても専利権期間補償請求費用を納付しない又は納付額が不足している場合、専利権期限補償を行わない。

国家知識産権局が専利権期限補償を与える決定を下した場合、専利権者は専利権期限補償審査認可決定の要求に従い、専利権の 20 年の期間満了前に専利権補償年金を**一括で納付**しなければならない。専利権の補償期間の年金には滞納金を設けず、回復期間を設けず、専利費用減額納付弁法に規定された減額納付の状況を適用しない。期間が満了しても専利権の補償期間年金を納付しない又は納付額が不足している場合、専利権の期限補償を行わない。

#### 国家知識産権局の一部専利費用徴収基準及び納付減額政策の調整に関する公告

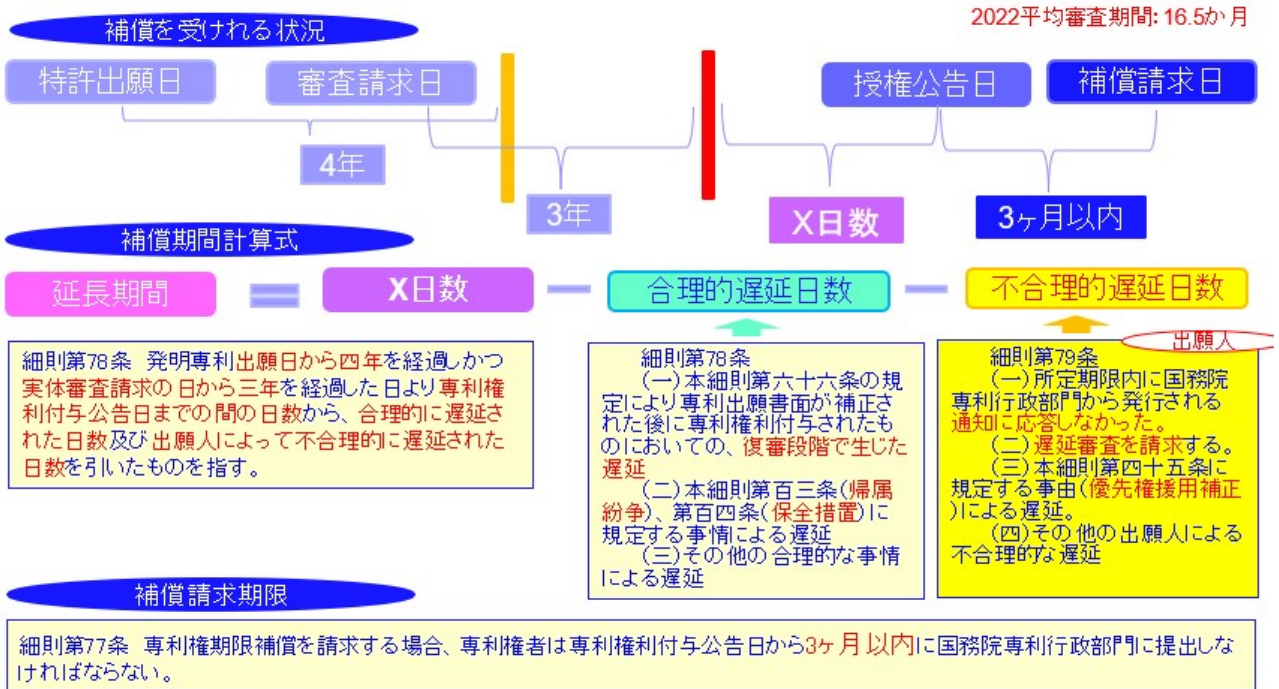
公布日：2024-08-06

国家知識産権局公告第五九四号

一、専利権者が専利権期限補償請求を提出する場合、専利権期限補償請求費用を納付しなければならず、料金基準は 1 件につき **200 元**とする。専利権期限補償請求が審査を経て期限補償条件に合致する場合、専利権補償期間の年金を納付しなければならず、徴収基準は 1 件につき毎年 **8,000 元**とし、1 年未満の部分は徴収しない。

◇特許期間補償の要件に基づき、補償期間計算式により延長期間が生じる場合には、特許期間補償を請求できます。

- ◇ 専利法第42条の特許権存続期間の補償制度について、本細則により、その具体的な要件が明確化されました。
- ◇ 出願人の請求により、存続期間の延長が補償されます。
- ◆ 特実同日出願制度を利用した特許出願には適用されません。



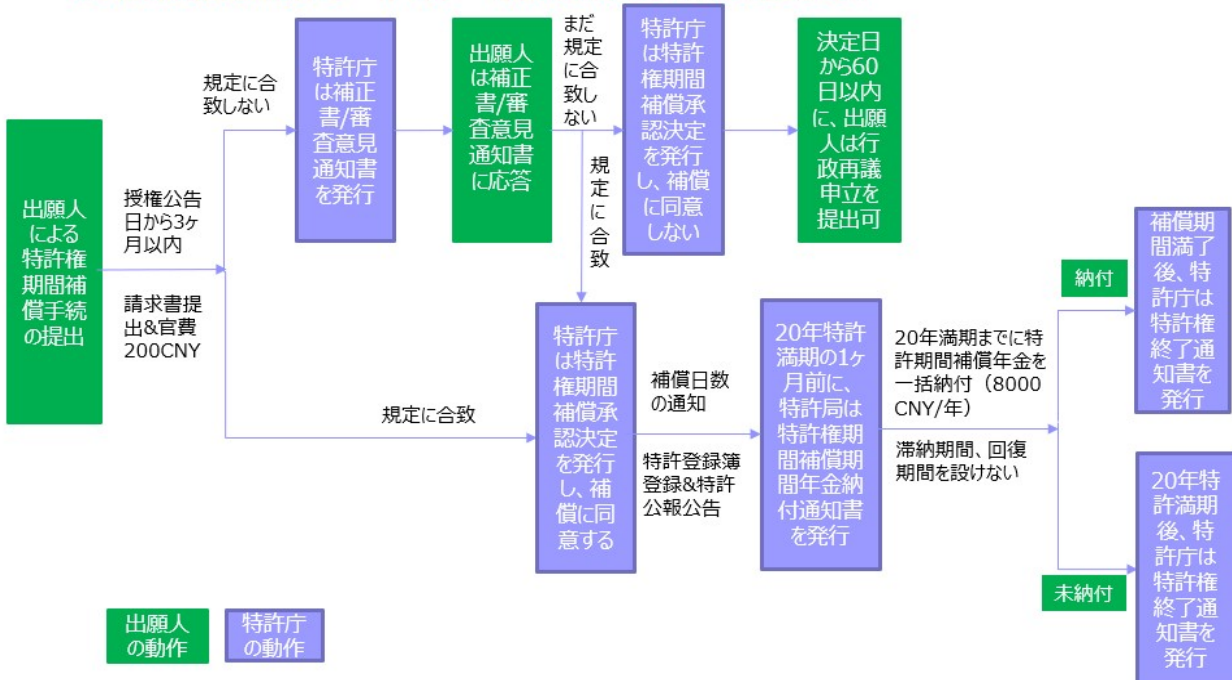
CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD.

薬品特許: 第80-84条

注) 薬品関係は上記と異なる補償期間算定式になります。

◇特許期間補償の運用フローは下記のとおりです。

◆特許権期限補償フロー(PTA)・・・《特許法》第42条第2項の規定に基づく



## 2. 開放特許制度

2021年施行の改正専利法に開放特許制度が新設され、その運用要領が2024年施行の実施細則・審査指南により明確になりました。

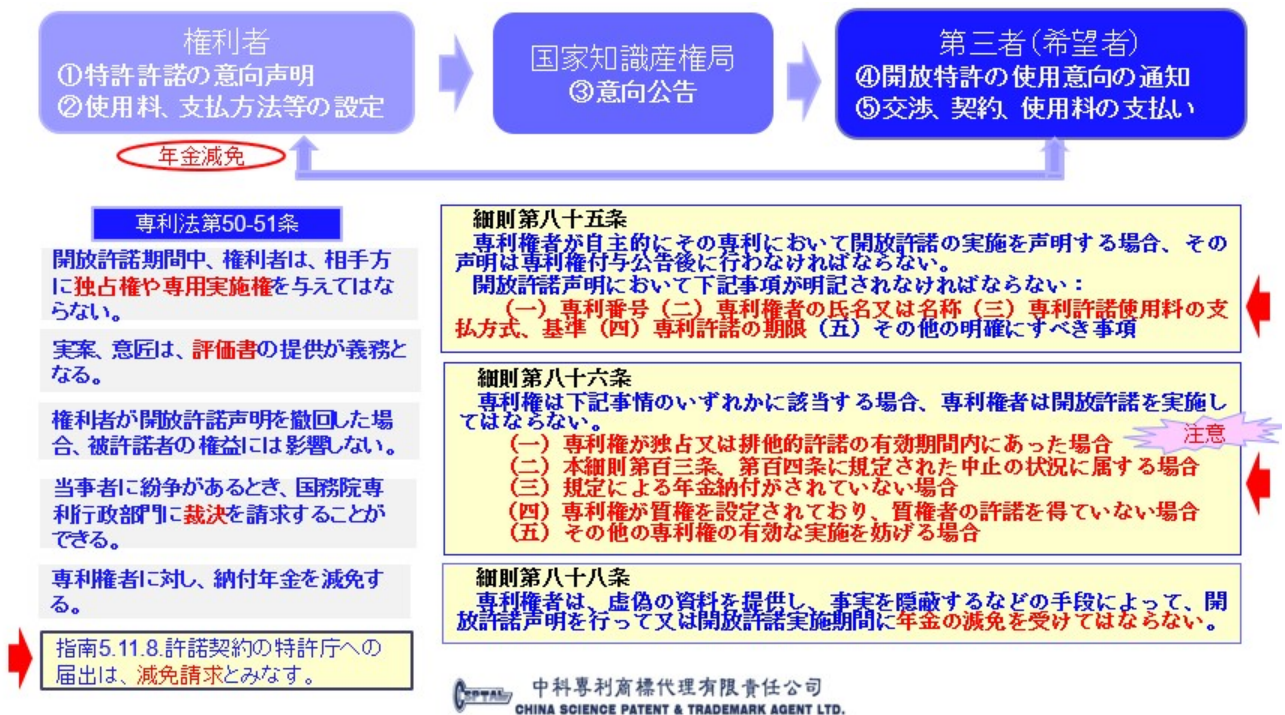
この度、特許庁の通知により、専利開放許諾実施期間の専利年金を**15%減免**することが公表されました。

**国家知識産権局の一部専利費用徴収基準及び納付減額政策の調整に関する公告**

公布日：2024-08-06  
国家知識産権局公告第五九四号

二、専利開放許諾実施期間の専利年金を**15%減免**する。同時にその他の専利費用減免政策を適用する場合、最も優遇される政策を選択して適用することができるが、重複して享受してはならない。

◇開放特許制度の運用要件は下記のとおりです。



注) 中国の開放特許制度に基づく年金減免は、開放特許制度の下で対象特許を実際に第三者(希望者)へライセンスしていることが条件になります。この点、欧州のLORと異なります。

### 3. その他費用関連通知

前記に加え、特許庁の通知により、PCTおよび意匠国際登録出願の費用措置についても公表されました。  
下記ご参照ください。

#### 専利権の期限補償費用納付等関連事項に関する通知

2024-08-06 19:27

出所:国家知識産権局

#### 二、国際出願の国内段階移行費用減免について

移行日が2024年7月26日以後であって、国家知識産権局が受理局として受理しかつ国際調査を行う国際出願は、国内段階移行時に出願費及び出願付加費を**免除**する。

移行日が2024年7月26日以後であって、国家知識産権局が国際調査報告又は専利性国際初步報告を作成した国際出願は、国内段階移行かつ実体審査請求を提出する場合、実体審査費用を**免除**する。

移行日が2024年7月26日以後であって、その他の状況の国際出願は、国内段階移行時に出願費用、出願付加費用、実体審査費用等の関連費用を全額納付しなければならず、「専利費用減納弁法」に規定する状況に合致する場合を除く。

#### 三、意匠国際登録出願費用の納付について

当事者が『専利審査指南』第六部分第一章第4.1節の規定に基づき、国家知識産権局を通じて国際事務局に意匠国際登録出願費用を納付する場合は、国家知識産権局と世界知識産権組織が関係協力事項を取り決めた後、別途通知する。

#### 国家知識産権局の一部専利費用徴収基準及び納付減額政策の調整に関する公告

公布日:2024-08-06

国家知識産権局公告第五九四号

三、『工業品意匠の国際登録に関するハーグ協定』を通じてわが国に出願された意匠国際出願は、納付した第一期と第二期の単独指定費用を『財政部 国家発展改革委員会の〈専利費用減納弁法〉の公布に関する通知』（財税[2016]78号）、『財政部 国家発展改革委員会の行政事業性費用徴収停止・免除と一部調整に関する政策に関する通知』（財税[2018]37号）、『財政部 国家発展改革委員会の行政事業性費用徴収の一部減免関連政策に関する通知』（財税[2019]45号）の関連規定に基づき**減納**することができる。

四、一括で書誌事項変更請求を通じて出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更を行い、かつ権利の移転に係わらない場合、一件の変更として書誌事項変更費用を納付する。

五、『国家発展改革委員会 財政部の国家知識産権局行政事業性費用徴収基準の再発行等関連問題に関する通知』（発改価格[2017]270号）付属文書2の注釈部分を、「中国国家知識産権局が受理局として受理し、かつ国際調査を行う国際専利出願（PCT出願）は、中国国内段階移行時に出願費用及び出願付加費用を**免除**する。

中国国家知識産権局が国際調査報告又は専利性国際初步報告を作成したPCT出願は、中国国内段階移行かつ実体審査請求を提出する場合、実体審査費用を**免除**する。PCT中国国内段階移行出願のその他の費用徴収基準は国内部分に基づき執行する。」に改正した。

国家知識産権局  
2024年8月6日

## II. 中国專利最近概況

### 1. 最近3年間の專利出願動向および授權(登録)動向

◇發明、實用新案、意匠の專利出願件数は、いずれも概ね安定して増加傾向にある。

◇授權件数については、實用新案出願や意匠出願には質の低いものが多く含まれていることから、特許庁の政策により、その審査を一層厳格にする傾向にあり、その結果、2023年は、實用新案および意匠の授權件数が減少した。2024年上期も減少傾向が続いている。

歴年	出願件数				授權(登録)件数			
	發明	實用新案	意匠	合計	發明	實用新案	意匠	合計
2024 上半期	-	-	-	-	55.4	96.7	30.5	182.6
2023	167.8	306.4	82.0	556.2	92.1	209.0	63.8	364.9
2022	161.9	295.1	79.5	536.5	79.8	280.4	72.1	432.3
2021	158.6	285.2	80.6	524.4	69.6	312.0	78.6	460.2
増加率*	3.6%	3.8%	3.1%	3.7%	15.4%	-25.5%	-11.5%	-15.6%

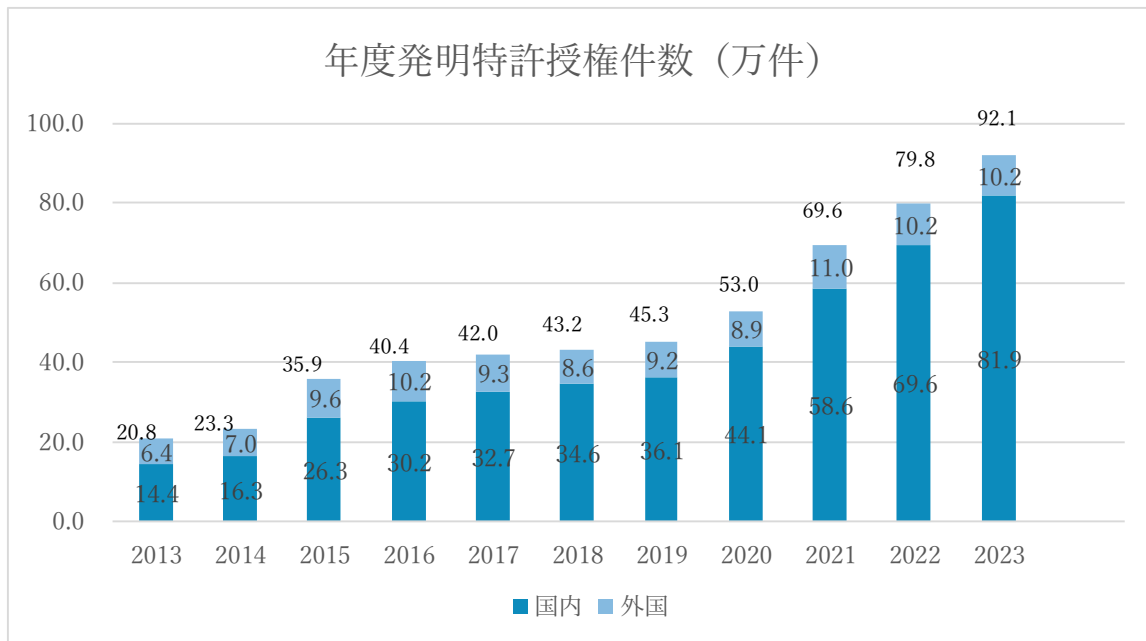
※増加率：2023年と2022年と比較した増加率

◇中国内出願人と外国出願人を比較すれば、外国出願人の受権率は中国内出願人より高くなっている。ただ、2023年から2024年上期では、中国内出願人の受権率も高くなる傾向がみられる。

2023年・2024年上期の国内外の發明特許出願件数および授權件数(万件)

	發明特許出願件数		發明特許授權件数			
	2023		2023		2024 上期	
	国内	外国	国内	外国	国内	外国
万件	152.2	15.5	81.9	10.2	49.9	5.5
占有率	90.7%	9.2%	88.9%	11.1%	—	—
増加率	3.9%	0.5%	17.7%	-1%	30.26%	10.43%

※増加率：2023年と2022年と比較した増加率



日本から中国への出願件数(件)

年度	發明	實用新案	意匠
2023年	46236	1301	3337
2022年	45259	1464	3471

## 2 審判

### 2-1. 拒絶査定不服審判

◇拒絶査定に対する不服審判請求は、発明、意匠が増加傾向にあり、実用新案は減少した。出願人の権利化対応が依然として高い状況を示している。

不服審判件数(万件)

種別	請求件数		結審件数	
	2023年	2022年	2023年	2022年
発明	9.91	9.67	5.88	5.9
実用新案	0.63	0.77	0.63	0.31
意匠	0.08	0.06	0.03	0.06
合計	10.61(1%↑)	10.51	6.54(4.3%↑)	6.27

### 2-2. 無効審判

◇無効審判請求について、2022年は、発明、実用新案、意匠の何れの請求件数が減少(前年比7%減)したが、2023年は一転して、発明、実用新案、意匠の何れの請求件数も増加(+23%)した。事業の障害となる権利への対抗策として無効審判が利用されている。

無効審判件数(件)

種別	請求件数		結審件数	
	2023年	2022年	2023年	2022年
発明	1638	1431	1439	1691
実用新案	3894	3156	3322	3537
意匠	3207	2508	2895	2651
合計	8739(23.2%↑)	7095	7656(2.8%↓)	7879

## 3. 最近3年間の商標出願動向および授権(登録)動向

◇商標出願件数は、2022年に続き2023年も前年比で減少した。その主な原因は、特許庁が「悪意による商標の冒認出願」などの不正商標出願に対して厳しく取締っているからである。

最近3年間の商標出願と登録件数(万件)

暦年	出願件数	登録件数
2024 上半期	-	238.5
2023	718.8	438.3
2022	751.6	617.7
2021	945.1	773.9
増加率	-4.4%	-29.0%

※増加率：2023年と2022年と比較した率。

## 4. 商標異議申立及び評審(審判)件数

◇商標の異議申立件数および審判件数は、何れも前年比で減少している。商標出願件数の減少による影響のように思われる。

請求件数

2023	請求件数	成立率	部分成立率
商標異議申立	11.51 万件(21.1%↓)	47.71%	12.72%
評審(審判)	41.09 万件(2.79%↓)	—	—

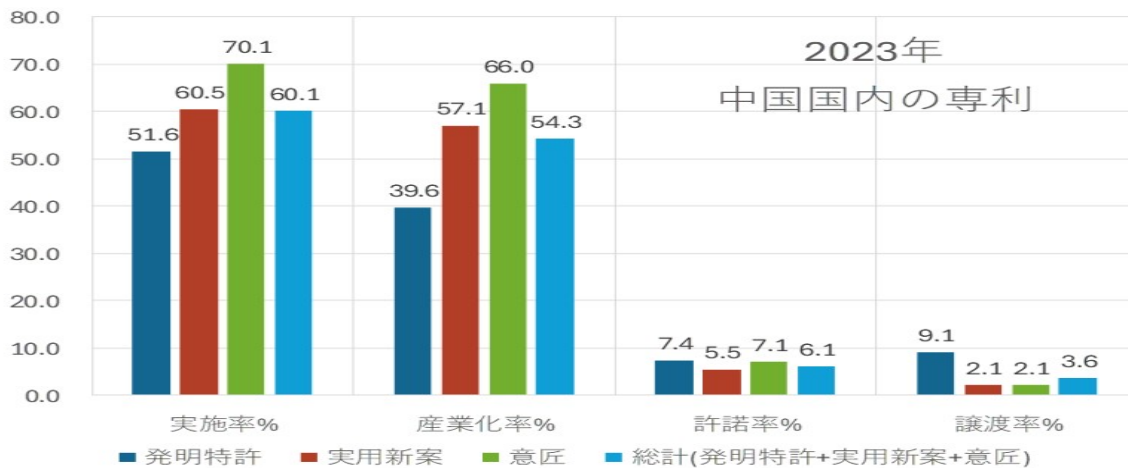
### Ⅲ. 中国企業による専利実施概況

中国特許庁は、中国専利調査により、2023年の専利権実施率などを分析し、その結果を公表しました。その要点を下記します。

#### 1. 専利実施の着実な向上

◇中国の発明専利の産業化率は39.6%であり、前年比2.9%上昇し、五年間連続で着実に向上した。実用新案の産業化率は57.1%であり、前年比12.2%上昇した。意匠の産業化率は66.0%で、前年比7.3%上昇した。  
※産業化率:全専利権数に対する製品製造や販売製品に使用された専利権数の比率

◇専利権の許諾率、譲渡率は、前年比で若干低下した。実施率は、産業化率、許諾率、譲渡率などの総計であり、産業化率の上昇により前年比1.4%上昇した。



◇業種別に見れば、発明専利の産業化率の上位三業種は、①専用設備製造業(66.9%)、②電気機械・器材製造業(63.8%)、③自動車製造業(63.3%)である。

◇一方、研究・試験発展業、専門技術サービス業、科学技術普及・応用サービス業の発明専利の産業化率は、相対的に低く、それぞれ31.9%、29.6%、25.4%である。

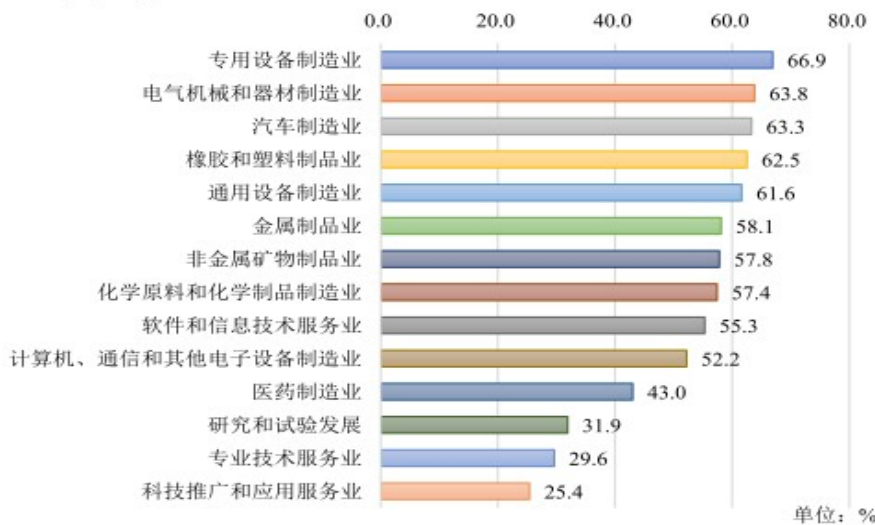


图4 2023年不同行业企业发明专利产业化率

图4 2023年の異なる業界の企業発明特許の産業化率



## 2. 企業専利権者の権利保護意識の明らかな向上

◇中国企業の専利権者が専利権侵害に遭遇した場合、2023年の権利保護措置を講じた割合は83.1%であり、前年(72.7%)より10.4%上昇した。

◇この内訳として、①権利侵害者と自ら協議して解決する(40.4%)、②権利侵害行為の停止を求める弁護士書簡を出状する(38.8%)、③裁判所に訴訟を提起する(35.0%)、④仲裁、調停による解決する(19.7%)、⑤行政処理を請求する(18.9%)などの手段が講じられている。

◇一方、如何なる対策も講じない割合が16.9%もある。

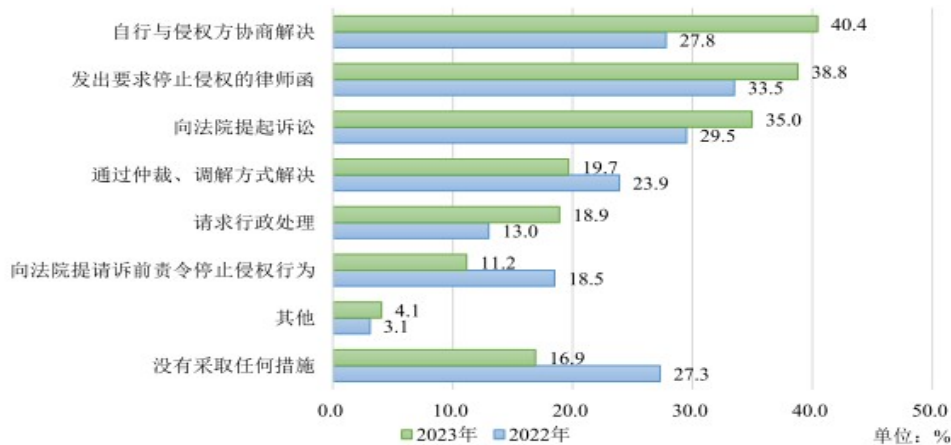


图 15 企业专利权人遭遇专利侵权后采取的维权措施情况

图 15 企業権利者が専利権侵害に遭遇した後に講じた権利保護措置の状況

## 3. 専利権侵害案件の高額賠償比率の全体的上昇

◇専利権者が権利侵害訴訟に関わる割合は2.4%であり、前年より0.5%減少した。

◇賠償額から見れば、中国の専利権侵害訴訟案件のうち、法院が賠償、法院調停又は裁判外和解の金額を500万元以上と判断した企業案件の割合は8.4%であり、前年より1.4%上昇した。

3年連続で7%以上を維持しており、専利権侵害案件における高額賠償金の割合が明らかに高まった。

(単位: %)

	2019	2020	2021	2022	2023
无赔偿	29.8	35.7	36.8	33.7	37.8
不足 10 万元	24.8	25.7	17.7	21.8	16.3
10 万-50 万元	28.4	22.0	19.9	21.8	16.6
50 万-100 万元	9.8	9.4	9.0	8.6	9.9
100 万-500 万元	4.1	5.4	9.0	7.0	11.0
500 万元以上	3.1	1.9	7.6	7.0	8.4
合计	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2019～2023 年企業の専利権侵害訴訟案件における裁判所の賠償判決、訴訟の法廷審理における和解金額の分布

以上